

一般事業主行動計画の策定・情報公表について

改正女性活躍推進法の施行に伴い、2022年4月1日から一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者101名以上の事業主まで拡大されます。当法人でも100名以上の職員を常時雇用しており、今回行動計画を策定し労働局に届出をいたしました。

当法人では、採用人数、管理職に占める割合、平均残業時間等の労働時間状況等において男女差をつけることはありません。有給休暇の取得率のおいては、付与日数の平均8割を取得しています。また、法人では産休、育休を取得後、復職し活躍する職員のサポートも行っています。今後も全職員が、職業生活も家庭生活も充実した時間を過ごせるように制度の充実を図っていきます。

令和4年4月1日
社会福祉法人新柏会

社会福祉法人 新柏会

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 当法人の課題

男性正職員より女性正職員の継続勤務年数が短い、

3. 目標と取組内容

目標

→ 平均勤続年数6年以下の離職率を20%減らす

取組内容

①令和4年4月～

- ・職員間の良好なコミュニケーションと相談しやすい環境のための座談・職場意識調査（ヒアリング・アンケート）を行う。

- ・離職率改善のための問題点の洗い出し、見直しを行う。

②令和4年9月～

- ・働きやすい職場環境整備のためハラスメント防止、産休・育児休暇に関する法人制度の周知研修を行う。

③令和4年10月～

- ・全職員に対し、法人の取り組み内容を発信（通達やメール等）する。